

西尾市介護保険事業者向け
福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修住宅改修Q&A集

令和6年4月1日
西尾市健康福祉部長寿課

福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 Q&A集

質問内容	回答	更新月
福祉用具		
<p>1</p> <p>軽度者への福祉用具貸与にあたり、「対象外種目福祉用具選定理由書」を提出するのはどのような場合か。</p>	<p>要支援1・2・要介護1の軽度者について、車椅子(付属品)、特殊寝台(付属品)床ずれ防止用具、体位変換器、徘徊感知機器、移動用リフトは原則として算定できませんが、留意事項通知第2の9(2)の表に定めるとおり、直近の基本調査の結果により、厚生労働大臣が定めるもの等(第23号告示)第21号のイに該当する方についてはこれらの対象外福祉用具を貸与し、介護報酬を算定できます。</p> <p>しかし、告示に示された状態像のうち、 ①車椅子に係る「日常生活における移動の支援が特に必要と認められる者」 ②移動用リフトに係る「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」 については、該当する基本調査結果がないため、主治医から得た情報及びサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより介護支援専門員が判断します。</p> <p>対象外種目福祉用具選定理由書は、この①②により、介護支援専門員が対象福祉用具をケアプランに位置付けた際に提出してください。</p> <p>あくまで介護支援専門員が判断した内容を市に届けていただくものですので、市が算定の可否を判断するものではありません。</p> <p>なお、提出にあたっては、ケアプラン1表、2表、サービス担当者会議の要点等、ケアプランに位置付けた理由が明らかになる書類を添付してください。また、更新認定、区分変更認定を受けた場合等、ケアプランを見直した際は再度ご提出ください。</p>	<p>H23.10</p>
<p>2</p> <p>軽度者への福祉用具貸与にあたり、「指定(介護予防)福祉用具貸与費に係る算定可否確認申請書」を提出するのはどのような場合か。</p>	<p>前項に示した厚生労働大臣が定める者等(第23号告示)第21号のイに該当しない場合であっても、医師の医学的所見により、 ①疾病その他の原因により状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイに該当する者 ②疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイに該当することが確実に見込まれる者 ③疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる者、については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによる介護支援専門員の判断を、市が確認し、算定の可否を判断します。</p> <p>これらに該当する場合は、原則として貸与開始前に申請書を市にご提出ください。</p> <p>なお、提出にあたっては、ケアプラン1表、2表、サービス担当者会議の要点等、医師の所見及び介護支援専門員の判断の内容が分かる書類を添付してください。なお申請書が提出された場合、数日のうちに確認結果を居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)に通知しますが、急を要する場合は、その旨ご連絡ください。</p>	<p>H23.10</p>
<p>3</p> <p>①近所への墓参りや買物等のために、軽度者への車いす貸与はできるか。 ②閉じこもり予防のために、軽度者への車いす貸与はできるか。</p>	<p>いずれの場合も、利用者の日常生活への意向や主治医からの情報、福祉用具専門相談員の意見を踏まえた適切なケアマネジメントにより、車いすの貸与が必要と認められると介護支援専門員が判断するならば、貸与は可能です。</p> <p>ただし、安易に利用者の求めに応じるのみではなく、車いす貸与による移動の支援が「特に」必要であるかどうかを介護支援専門員の責任において判断してください。</p>	<p>H23.10</p>
<p>4</p> <p>認定申請中の方で、軽度者となる見込みのある方に対し、暫定プランで対象外福祉用具を貸与する場合の申請について。</p>	<p>問1に該当する方の場合、軽度者であることが確定した段階で、対象外種目福祉用具選定理由書をご提出ください。</p> <p>問2に該当すると見込まれる場合は、予め暫定プラン及びサービス担当者会議の要点を市に提出しておいてください。その後軽度者であることが確定した段階で、算定可否確認申請書を市に提出してください。この場合、暫定プラン作成時まで遡って介護報酬の算定できるものとします。</p> <p>なお、基本調査の結果は、介護度が確定するまで開示しませんので、訪問調査に立会う等の対応をお願いします。</p>	<p>H23.10</p>
<p>5</p> <p>孫の家に1週間程度泊まる予定があるが、福祉用具貸与(特殊寝台)の利用は可能か。</p>	<p>福祉用具貸与は、居宅における日常生活上の課題を解決すべき手段として選定されるものであることから、原則として、生活の本拠たる居宅以外では算定できません。</p> <p>ただし、介護の必要性等の理由により、一時的に子や孫等の居宅に生活の本拠を移す場合は算定可能です。</p> <p>なお、この場合、福祉用具貸与が日割算定とされていることに鑑み、本来の居宅及び子や孫等の居宅で生活する期間に応じ、日割若しくは半月単位で算定して下さい。</p>	<p>H27.8</p>

福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 Q&A集

質問内容	回答	更新月
手すり		
1 左半身不全麻痺の利用者が、もともとトイレの右側につける予定であった手すりを、工事の段階で勝手に左側に変えてしまった。支給対象の工事とできるのか。	通常であれば左右の変更程度であれば事前申請と大差ないと判断して支給可能としているが、ケアマネの判断が必要だと考えられる場合は、ケアマネに現場検証してもらい、当初の改修目的通り使用でき、危険もないと判断できればそのまま支給可能とする。	R1.8
2 耐重荷棚付紙巻き器は手すりとして扱えるのか。	手すりとして作られた製品であれば、あまりに高価なものでない限りは棚状のものなども認められるが、手すりとなることを目的としていないものは対象外となる。	R1.8
段差解消		
1 屋内の段差解消のために用いられるミニスロープ（敷居等の前に設置される高さ数センチのもの）は、福祉用具貸与として認められるか。	福祉用具貸与におけるスロープは、取付けに際し工事（ネジ等で居室に取り付ける簡易なものを含む）を伴わないものであって、かつ持ち運びが容易なものとされている。お示しのミニスロープは製品を安全に利用するためにビスや釘、両面テープ等で居室に固定するものであり、簡易であっても取付けに際し工事を伴うものと考えられることから、福祉用具貸与としては認められない。 なお、この場合住宅改修として給付の対象となるものである。	H25.6
2 玄関の上がり框部分に、靴の着脱のための腰掛け台を設置することは、住宅改修の対象となるか。	利用者の身体状況に鑑み、腰掛け台を設置する以外に靴を着脱することができないのであれば、住宅改修（段差の解消）として認められる場合があるので、予め長寿課まで相談されたい。	H27.2
3 廊下から上がり框を斜めに横切って移動されるが、上がり框の面積が狭く、角を通るときに転落する危険がある。この場合玄関の土間の部分を少し埋めて上がり框の面積を広くすることは、段差の解消にあたるか。	どうしてもその場を通過してしまい、転落の危険があるということが理由書から読み取れば、段差の解消のための工事として差し支えない。 基本、段差があるところを埋めるのであれば、段差解消の工事ととらえても良い。	H30.9
4 ユニットバスに取り換える場合、介護保険の支給対象となるのか。	改修項目に合わせ、床・扉・浴槽等、箇所ごとに分け、要する費用を按分等適正な方法で算出し、工事費内訳書を作成できるのであれば支給対象とする。 ただし、ユニットバスに手すりもついているタイプもあるが、本人の状態に合った位置に手すりがつけられるか確かめることができないため、手すりの費用は対象外とする。	H30.4

福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 Q&A集

質問内容	回答	更新月
引き戸等への扉の取替え		
1 増築部分の住宅改修は認められるか。具体的には玄関の開き戸を引戸に変更したいが、玄関にそれだけの幅がないため、玄関を増築し、増築した部分に引戸を設置するものである。	「住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、(略)比較的小規模なものとしたところ(以下略)」(住宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について:平成12年3月8日老企42号)とされており、資産形成につながる増築(床面積の増加を伴う工事)については、住宅改修費の支給対象にはならない。	H26.7
2 車椅子での移動の関係で居室の扉を右に引く引き戸に変更するが、その壁に電動ベッドのコードを刺すためのコンセントがあり、今のままだと扉を開けた際にコンセントに被ってしまっていて使えない。扉が部屋の壁際にあるため引き戸の引く向きも変えられず、外に部屋の電気のスイッチがあるため外に扉を付けることもできない。この場合、コンセントの位置を変える工事は、扉の交換の付帯工事として認められるか。	引き戸の向きの変更や、外内の変更も出来ないため、今回のケースではコンセントの位置の変更を扉の交換の付帯工事として認める。	31.4
3 車椅子での走行が困難なため、脱衣所のアコーディオンカーテンを撤去してロールカーテンを設置したい。どこまでを介護保険の対象とできるのか。	間口が狭くて出入りが困難ということであれば、アコーディオンカーテンの撤去は、扉の撤去にあたるので認められる(介護保険最新情報Vol.543)が、ロールカーテンは扉として認めにくいので、今回は撤去工事のみを住宅改修の対象工事として認める。	R1.6
床材の変更		
1 廊下の床木が劣化でたわみ、ぼこぼこしてしまっているためフローリングに張り替えたい。	移動の円滑化を目的としていることが理由書で確認できれば認める。ただ劣化しているため張り替えたいという場合は対象外とする。	R1.9
便器の取替え		
1 筋萎縮性側索硬化症の方が、洋式便器の水洗レバーまで手を上げることが困難になったため、洋式便器を足で水を流せるタイプの洋式便器に取り替える工事は住宅改修費の支給対象となるか。	洋式便器を取り替えなければ足で水を流す工事ができないものならば、対象として差支えない。	H27.2
2 庭のトイレ(洋式)を利用することが困難なため、屋内の居室を改造し、新たにトイレを作ることは住宅改修の便器の取り換えとして認められるか。	居室の改造にかかる費用や、設置のための水道工事は認められないが、既存のトイレの撤去費用と、洋式トイレの費用のみ認める。ただし、外のトイレを撤去せず家族や本人が使用したりする場合は全て対象外となる。また大前提として、便器の交換は、和式から洋式、もしくは本人の状態にあっていない洋式トイレをあったものに変える場合でしか認めていないため、そのどちらにも当たらない場合も全て対象外となる。申請には撤去前と撤去後の写真も必要となる。	R1.9
3 トイレの拡張工事は介護保険の対象となるか。	トイレの拡張工事は対象外となる。ただし、小便器と和式トイレが一体化している部屋で、洋式トイレに変える際に狭くて取り換えができない等の理由で小便器及び仕切り壁の撤去工事をする場合は、介護保険の対象となる。	H30.4

福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修 Q&A集

質問内容	回答	更新月
その他		
<p>1 住宅改修は完了したが事後申請(完了報告及び住宅改修費支給申請)が行われていない状態の利用者について、</p> <p>① 上限額の範囲内であれば別の住宅改修の申請を行うことは可能か。</p> <p>② ①の場合、保険給付対象額は申請中の金額を差し引いた額になるのか。住宅改修費助成金の扱いはどうなるか。</p> <p>③ 事後申請が行われないうまま2年の時効を経過した場合、残額があれば住宅改修の申請を行うことは可能か。</p> <p>④ 初回2010年12月に5万円、2回目2011年12月に5万円、3回目2012年10月に25万円の住宅改修を実施した場合、3回目の住宅改修における保険給付対象額はどうか。</p>	<p>①可能。</p> <p>②申請中の住宅改修について、利用者の意向を十分確認し、速やかに事後申請を行うようお願いします。なお、支給上限額管理は支給申請額に対して行うものであるため、万一事後申請を行う予定が不明ならば、やむを得ず申請中の住宅改修については事後申請の予定は、ないものとみなして住宅改修費の支給を行うことになります。</p> <p>③可能。</p> <p>④初回及び2回目の住宅改修に係る事後申請が行われていない場合については、利用者の意向を十分確認し、速やかに事後申請を行うようお願いします。万一事後申請を行う予定が不明ならば、やむを得ず申請中の住宅改修については事後申請の予定はないものとみなして、住宅改修費の支給を行うことになります。</p>	H24.10
<p>2 住宅改修支援事業費負担金の請求について、どのように行えばよいか。</p>	<p>住宅改修支援事業は、居宅介護支援の提供を受けていない利用者、介護支援専門員等が理由書を作成した場合、1件あたり2,000円を支給する事業です。居宅介護支援事業所(地域包括支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所)の届出をしている場合であっても、理由書作成月に居宅介護支援(介護予防支援、小規模多機能型居宅介護)の提供が行われていない場合は支給対象となります。また、認定結果が出る前に居宅介護支援事業所(地域包括支援センター)が理由書を作成したが、要支援(要介護)の結果となり、当該事業所から居宅介護(介護予防)支援費の請求ができない場合も支給対象となります。該当する場合は、実績報告書及び交付申請書をご提出ください。</p> <p>なお、支援事業費負担金は、住宅改修費の支給決定後に支給することとなりますので、原則として請求書は住宅改修費支給決定後にご提出いただくこととなりますが、予めご提出頂く場合は、請求書の日付(請求日)を空欄にしてご提出ください。</p>	H24.10
<p>3 一体的に利用される敷地内に親世帯の住宅と子世帯の住宅があり、双方を行き来して生活しているため、双方の住宅に手すりを設置したいが、子世帯の住宅所在地は親世帯の住宅所在地とは異なっている。この場合、子世帯の住宅にも住宅改修を行うことは可能か。</p>	<p>両方の住宅が一体的に利用される敷地にある場合は、両方の住宅に改修を行うことは可能である。ただし支給限度額は両方の住宅を合計して20万円となる。</p>	H27.2
<p>4 平成27年1月末日で要介護(要支援)認定有効期間が終了する方の住宅改修費の請求について。利用者は介護保険サービスを利用する予定がないため、更新申請は行わない場合、住宅改修の着工日が認定有効期間内であれば、完了日及び住宅改修費支給申請が認定有効期間終了後になっても住宅改修費の請求は可能か。</p>	<p>認定有効期間内に着工していれば、完成及び支給申請が有効期間終了後に行われたとしても、当該住宅改修について住宅改修費の請求は可能である。(いわゆる3段階リセットの考え方が着工日を基準として要介護度の変化を捉えていることから、その考え方を踏襲し、当市においては着工日において有効な要介護認定が行われていれば住宅改修費の支給を認めることとする。)</p>	H27.2
<p>5 住宅改修のみ又は福祉用具購入のみ利用する場合で、居宅サービス計画作成依頼届出書が提出されていない方について、施工業者又は福祉用具販売事業者に対して負担割合を教えてください。</p>	<p>負担割合の問合せについては、届け出のある居宅介護支援事業所、地域包括支援センター又は小規模多機能型居宅介護事業所に限り応じていますので、原則として照会には応じられません。介護支援専門員への照会又は利用者へ交付された負担割合証にてご確認ください。</p> <p>ただし、住宅改修の事前申請が提出されている方については、介護支援専門員及び利用者から負担割合が確認できなかった場合に限り、個別の照会に応じます。</p>	H27.8
<p>6 住宅改修費として諸経費はどこまで対象となるか。</p>	<p>諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないこと等の観点から、個別で判断している。本市では、工事総額の10%を基準とし、支給対象としている。</p> <p>なお、諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要はないが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要がある。</p>	H31.4
<p>7 改修する住宅を複数人で所有している場合、住宅改修の承諾書はどう記入すればよいか。</p>	<p>複数で所有している場合は、住宅所有者欄に住所と氏名を連ねてご記入ください。</p>	H30.4